

一般財団法人神奈川県建築安全協会
構造計算適合性判定業務手数料規程

平成27年5月28日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）の構造計算適合性判定計算適合性判定業務規程に基づき、協会が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物の構造計算適合性判定手数料)

第2条 建築物の構造計算適合性判定の申請に係る手数料の額は、別表に掲げる金額を建築基準法施行規則第3条の7に規定する構造計算適合性判定申請書若しくは計画変更構造計算適合性判定申請書又は同規則第8条の2第7項に規定する計画通知書若しくは計画変更通知書の第三面に記載された建築物独立部分（以下「独立部分」という。）ごとに適用し、その合計額を申請1件についての手数料とする。

附則

この規程は、平成27年6月1日より施行する。

別表

構造計算適合性判定手数料

(非課税)

独立部分の延べ面積	構造計算が大臣認定のプログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法によって行われたもの
1,000㎡以内	107,000円	156,000円
1,000㎡を越え、2,000㎡以内	134,000円	209,000円
2,000㎡を越え、10,000㎡以内	147,000円	240,000円
10,000㎡を越え、50,000㎡以内	187,000円	318,000円

備考 独立部分の延べ面積は、次の各号に掲げる区分に応じて算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る独立部分の延べ面積
- (2) 協会において判定を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物を建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る独立部分の延べ面積
- (3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該独立部分の延べ面積
- (4) 協会において判定を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る独立部分の延べ面積
- (5) 建築物を増築する場合（協会において判定を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。） 当該増築に係る部分の床面積に法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた独立部分の延べ面積